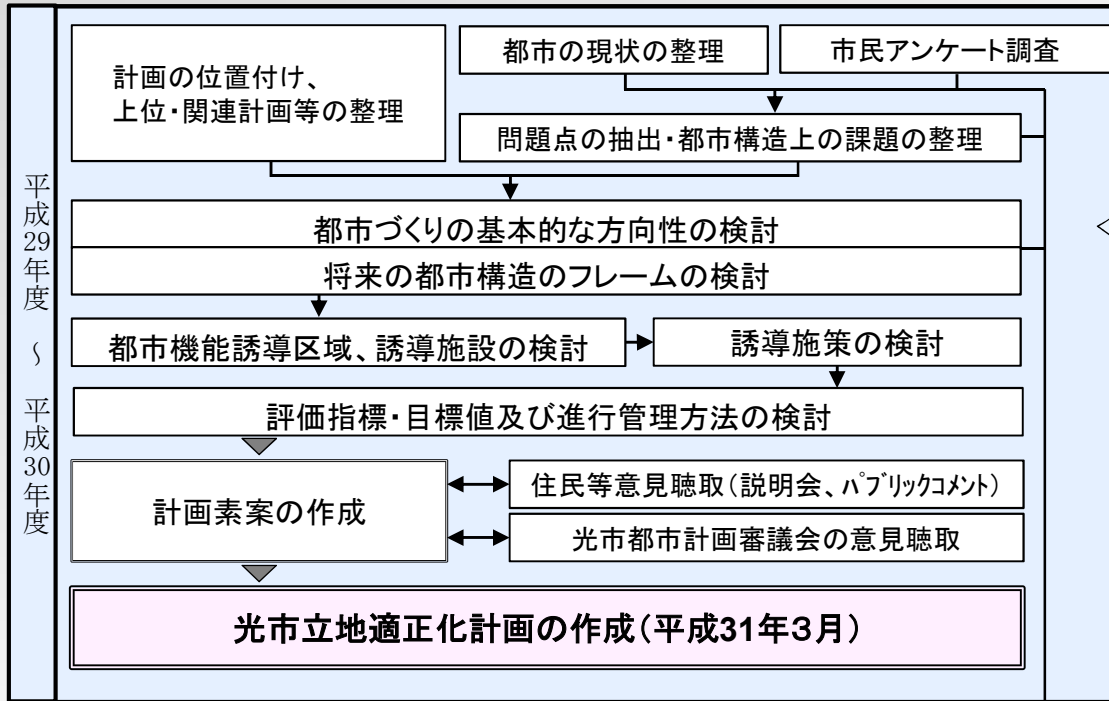


議題2

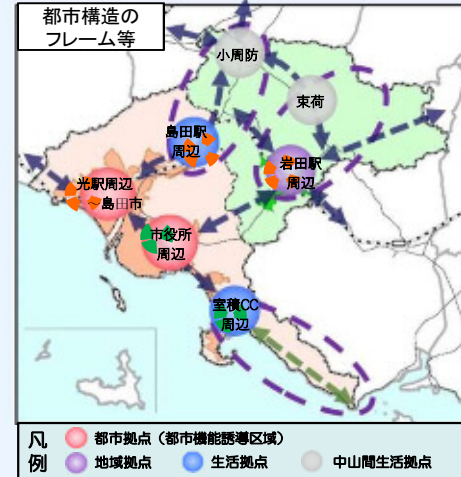
将来の居住の基本的な考えについて

これまでの検討内容 及び これから検討していく内容（検討フロー）

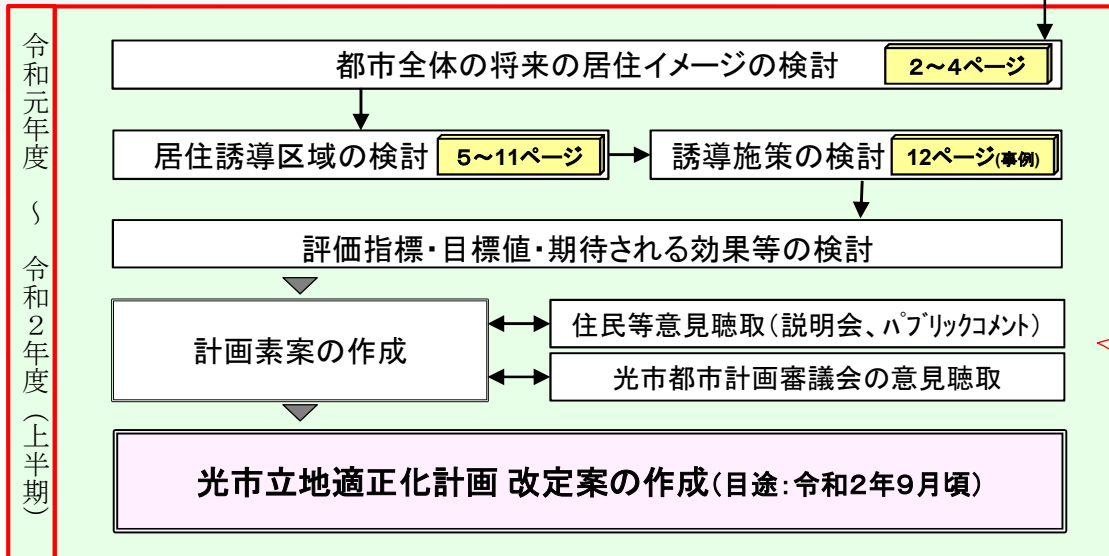


将来都市像
人の活力と豊かな自然が調和した 多核連携によるコンパクトな都市

基本的な方向性	多核連携による 選ばれ、住み続けられるコンパクトな都市づくり
方向性1	利便性が高く、魅力ある都市拠点の形成
方向性2	自然と調和した安全・安心で、まとまりのある市街地の形成
方向性3	人と地域を結び、ゆたかな「未来」につなぐ公共交通網の形成



地区名	拠点づくりの方向性（方針）
光駅周辺～島田市	都市機能が集積し、にぎわいに満ちた「都市拠点づくり」
市役所周辺	行政・文教機能をはじめ多様な都市機能が連携した「都市拠点づくり」
岩田駅周辺	誰もが安心して住み続けられる、快適で便利な「地域拠点づくり」
室積CC周辺	歴史・水産資源や自然環境の豊かな「生活拠点づくり」
島田駅周辺	交流とふれあいを生む憩いの「生活拠点づくり」
小周防	中山間地域の生活を維持する「中山間生活拠点づくり」
東荷	



・本市の都市部の居住は「どのような場所」であるべきか
 ・コンパクトなまちに向けて、「どの程度」集約していくべきか？
 ・「どのようにして」誘導していくか？
 など、将来の居住のあり方（居住誘導区域の設定）についての議論をお願いします。

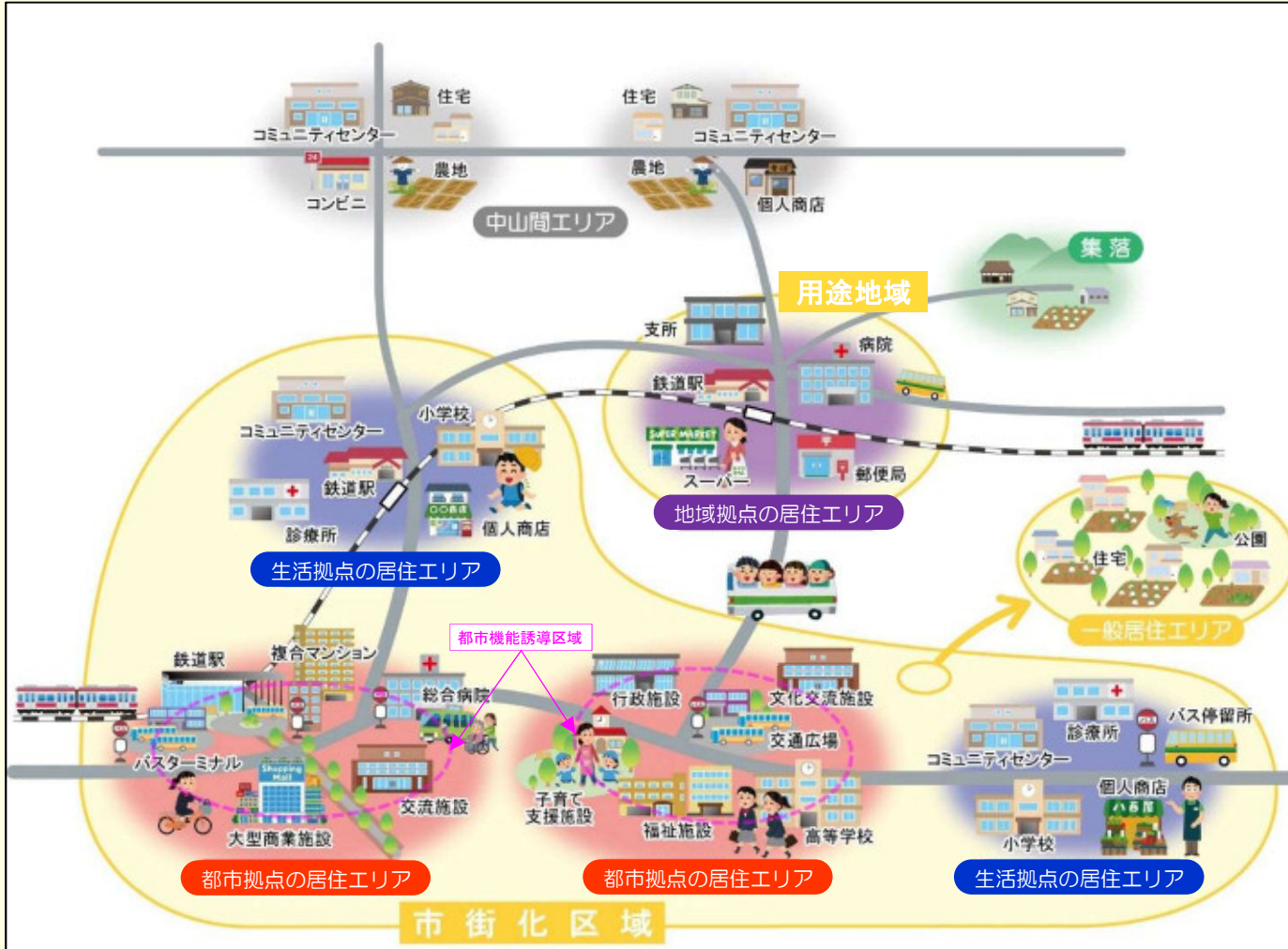
都市づくりの基本的な方向性

将来都市像

都市構造の基本的な方向性

目指す都市の骨格構造

拠点ごとの都市づくりの方向性



市全域における生活の質を維持・向上

各居住エリアのイメージ

■【仮】拠点居住エリア

●都市拠点の居住エリア

- ・全市民等を対象に、広域的な高次の都市機能を提供する「都市拠点」の居住エリア
- ・「都市拠点」では、高次の都市機能の集約・維持、市街地の活性化、地区内外の交流拠点や公共交通結節点としての機能強化を図る

●地域拠点の居住エリア

- ・複数地区の市民を対象に、地域の暮らしを支える都市機能を提供する「地域拠点」の居住エリア
- ・「地域拠点」では、地域の暮らしを支える都市機能を維持するとともに、都市拠点をはじめとした各拠点との連携強化を図る

●生活拠点の居住エリア

- ・主に地区住民を対象に、日常生活に必要な生活サービス機能を提供する「生活拠点」の居住エリア
- ・「生活拠点」では、日常生活に必要な生活サービス機能を維持するとともに、都市拠点をはじめとした各拠点との連携強化を図る

■【仮】一般居住エリア

●市街化区域・用途地域内の【仮】拠点居住エリア外

(※山林や建築行為等が制限されているハザードエリア等を除く)

- ・増加する空家や空き地の積極的な活用や隣地統合等により、ゆとりある居住環境の形成を検討するエリア
- ・地域コミュニティを維持するとともに、各拠点との連携により、一定の利便性の確保を図る

■中山間エリア ※立地適正化計画と並行して展開（別計画）

●中山間生活拠点

- ・中山間地域の住民の生活を支えるため、日常的な地域活動を支える機能や生活環境を維持する拠点
- ・地域の特性を活かし、地域コミュニティを維持するとともに、各拠点との連携により、利便性の向上を図る

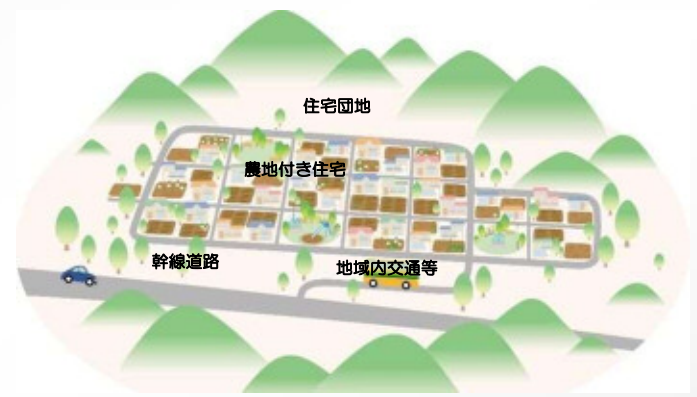

表：将来のイメージ（1/2）

※「光市立地適正化計画 第3章 都市づくりの基本的な方向性」の内容を基本として、将来の居住等のイメージを整理・作成

		将来のイメージ	イメージ図
【仮】	都市拠点の居住エリア	エリアの姿 （基本的な方向性） ≪市域全体の生活の利便性や質を高める都市拠点≫ ・主に全市民や来光者の利用を対象とした拠点 ・都市拠点ごとの役割に応じて、大型商業施設や医療施設、基幹的な行政サービス施設などの高次の都市機能が集積 ・地区内外の交流拠点であり、また、主要交通結節点が存在	
		暮らしのイメージ ・徒歩・自転車等により、高次の都市機能の利用のほか、食料品や日用品の買い物をしたり、軽度の症状で診療所に通院したりするなど、日常生活に必要なサービスを受けることができる	
	地域拠点の居住エリア	エリアの姿 （基本的な方向性） ≪複数の地区の暮らしを支える地域拠点≫ ・主に複数地区の市民の利用を対象とした拠点 ・医療施設や商業施設、一定の行政サービス施設などの地域の日常の暮らしを支える都市機能施設がまとまって立地 ・主要交通結節点が存在	
		暮らしのイメージ ・徒歩・自転車等により、食料品や日用品の買い物をしたり、軽度の症状で診療所に通院したりするなど、住み慣れた地域で日常生活に必要なサービスを受けることができる ・鉄道や路線バスなどの公共交通で都市拠点にアクセスすることにより、高次の都市機能を利用することができる	
	生活拠点の居住エリア	エリアの姿 （基本的な方向性） ≪地区の暮らしを支える生活拠点≫ ・主に地区住民の利用を対象とした拠点 ・診療所や商店などの日常生活に必要な生活サービス機能施設や、コミュニティセンターなどがまとまって立地 ・主要交通結節点や交通結節点が存在	
		暮らしのイメージ ・徒歩・自転車等により、食料品や日用品の買い物をしたり、軽度の症状で診療所に通院したりするなど、住み慣れた地域で日常生活に必要なサービスを受けることができる ・鉄道や路線バスなどの公共交通で都市拠点にアクセスすることにより、高次の都市機能を利用することができる	

表：将来のイメージ（2/2）

※ 「光市立地適正化計画 第3章 都市づくりの基本的な方向性」の内容を基本として、将来の居住等のイメージを整理・作成

		将来のイメージ	イメージ図
【仮】 一般居住エリア	エリアの姿 <small>（基本的な方向性）</small>	≪一般居住エリア≫ ・緑地が保全されており、広い敷地や農地隣接住宅などのあるゆとりある居住環境 ・地域内交通などの一定の交通ネットワークが存在	 <p>住宅団地 農地付き住宅 幹線道路 地域内交通等</p>
	暮らしのイメージ	・地域内交通等で生活拠点等にアクセスすることにより、食料品や日用品の買い物をしたり、軽度の症状で診療所に通院したりするなど、日常生活に必要なサービスを受けることができる ・生活拠点等から鉄道や路線バスなどの公共交通で都市拠点にアクセスすることにより、高次の都市機能を利用することができる	
中山間エリア （一例）	エリアの姿 <small>（基本的な方向性）</small>	≪中山間地域の生活環境を維持する拠点（小さな拠点）≫ ・主に中山間地域の住民の利用を対象とした拠点 ・地域の集会や交流など日常的な地域活動を支える施設が立地 ・地域内交通などの一定の交通ネットワークが存在	 <p>コミュニティセンター 商店 コンビニ デマンド交通等 集落 集落</p> <p>※立地適正化計画と並行して展開（別計画）</p>
	暮らしのイメージ	・地域ごとの特性に応じた地域内交通等で地域拠点等にアクセスすることにより、食料品や日用品の買い物をしたり、診療所に通院したりするなど、日常生活に必要なサービスを受けることができる ・地域拠点等から鉄道や路線バスなどの公共交通で都市拠点にアクセスすることにより、高次の都市機能を利用することができる	

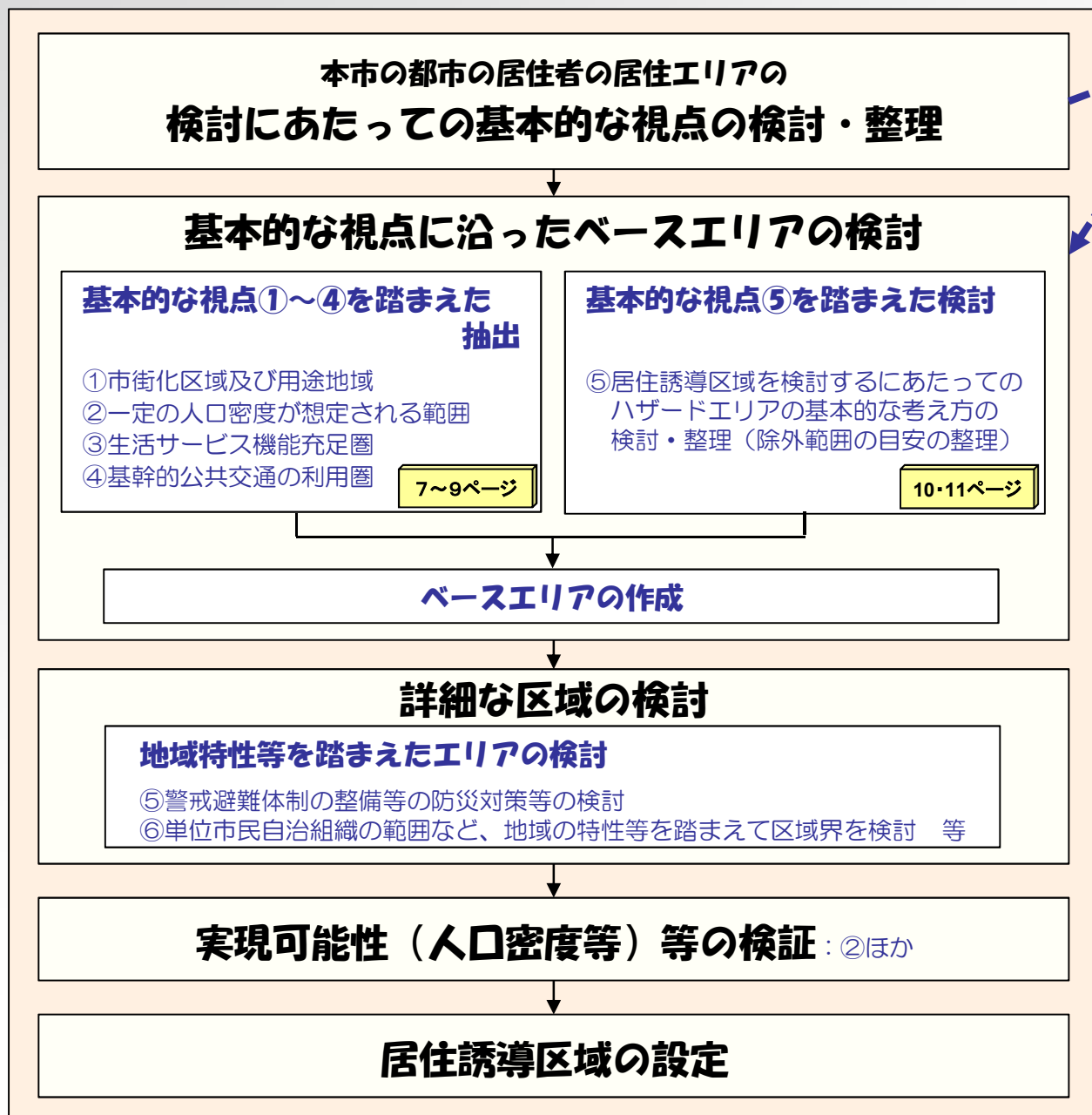
本市の将来都市構造構築に関する基本的な方向性や、法令、都市計画運用指針等の規定を踏まえて、都市の居住者の居住エリアを検討するにあたっての基本的な視点を検討・整理

都市再生特別措置法、同施行令 (都市の居住者の居住を誘導すべき区域(居住誘導区域)を定めない区域)	
	市街化調整区域(都市計画法)
	災害危険区域(建築基準法) (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る)
	農用地区域(農振法)、農地若しくは採草放牧地の区域(農地法)
	特別地域(自然公園法)、保安林の区域(森林法)
	原生自然環境保全地域又は特別地区(自然環境保全法)
	保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区(森林法)
都市計画運用指針 (都市の居住者の居住を誘導すべき区域(居住誘導区域)について)	
居住誘導区域を定めることが考えられる区域	都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
	都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
	合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域
域に含まないこととすべき区域	土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)
	津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくりに関する法律)
	災害危険区域(法の規定により含まないこととされている区域を除く)
	地すべり防止区域(地すべり等防止法)
	急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
.....	

基本的な方向性	多核連携による 選ばれ、住み続けられる コンパクトな都市づくり
方向性1	利便性が高く、魅力ある 都市拠点の形成
方向性2	自然と調和した安全・安心で、 まとまりのある市街地の形成
方向性3	人と地域を結び、ゆたかな 「未来」につなぐ公共交通網の形成

都市の居住者の居住エリアの検討にあたっての基本的な視点(案)

- 農林漁業との調和**
 農林漁業との健全な調和を図るため、市街化区域及び用途地域を定めている区域を対象に検討（農業振興地域(≒非線引き用途白地地域)は対象外)
- 人口密度**
 人口減少下において、将来にわたり都市機能を確保し、生活利便性を維持するため、一定の人口密度の確保を基本に検討
- 都市機能・社会基盤ストック**
 人口減少に伴う民間の投資意欲の弱まりが懸念される中、都市の既存ストックの有効活用の観点をもって検討
- 公共交通アクセス性**
 都市拠点等の都市機能・サービスを享受しやすいよう、都市拠点等への公共交通によるアクセス性の観点をもって検討
- 災害安全性(ハザードエリア)**
 本市の地形的な制約やハザードエリア等を考慮しつつ、自然災害に対する安全性を高めるため、災害安全性の観点をもって検討
- 地域特性**
 本市の歴史的な成り立ちや地形的な特性、地域コミュニティの状況等を踏まえて検討



都市の居住者の居住エリアの 検討にあたっての基本的な視点(案)

①農林漁業との調和

農林漁業との健全な調和を図るため、市街化区域及び用途地域を定めている区域を対象に検討（農業振興地域（≡非線引き用途白地地域等）は対象外）

②人口密度

人口減少下において、将来にわたり都市機能を確認し、生活利便性を維持するため、一定の人口密度の確保を基本に検討

③都市機能・社会基盤ストック

人口減少に伴う民間の投資意欲の弱まりが懸念される中、都市の既存ストックの有効活用観点をもって検討

④公共交通アクセス性

都市拠点等の都市機能・サービスを享受しやすいよう、都市拠点等への公共交通によるアクセス性の観点をもって検討

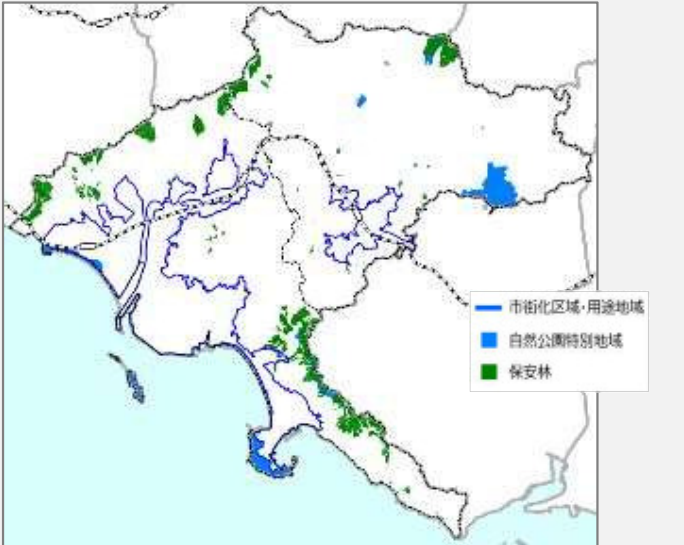
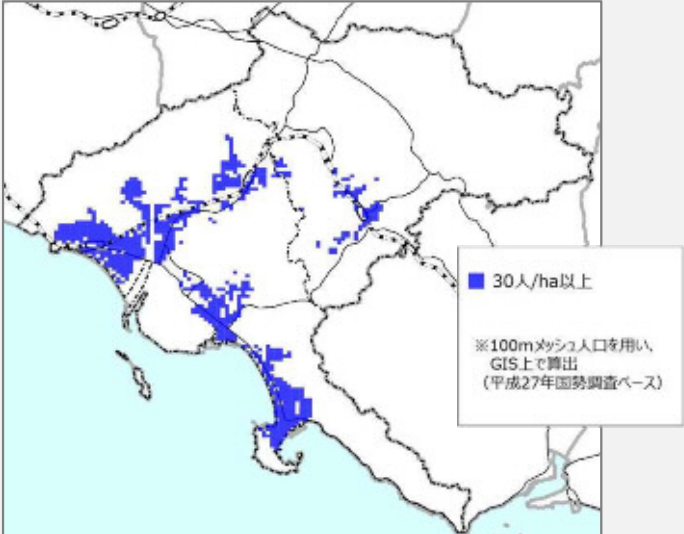
⑤災害安全性(ハザードエリア)

本市の地形的な制約やハザードエリア等を考慮しつつ、自然災害に対する安全性を高めるため、災害安全性の観点をもって検討

⑥地域特性

本市の歴史的な成り立ちや地形的な特性、地域コミュニティの状況等を踏まえて検討

基本的な視点を踏まえて、居住誘導区域の検討の目安となるエリアを機械的に抽出

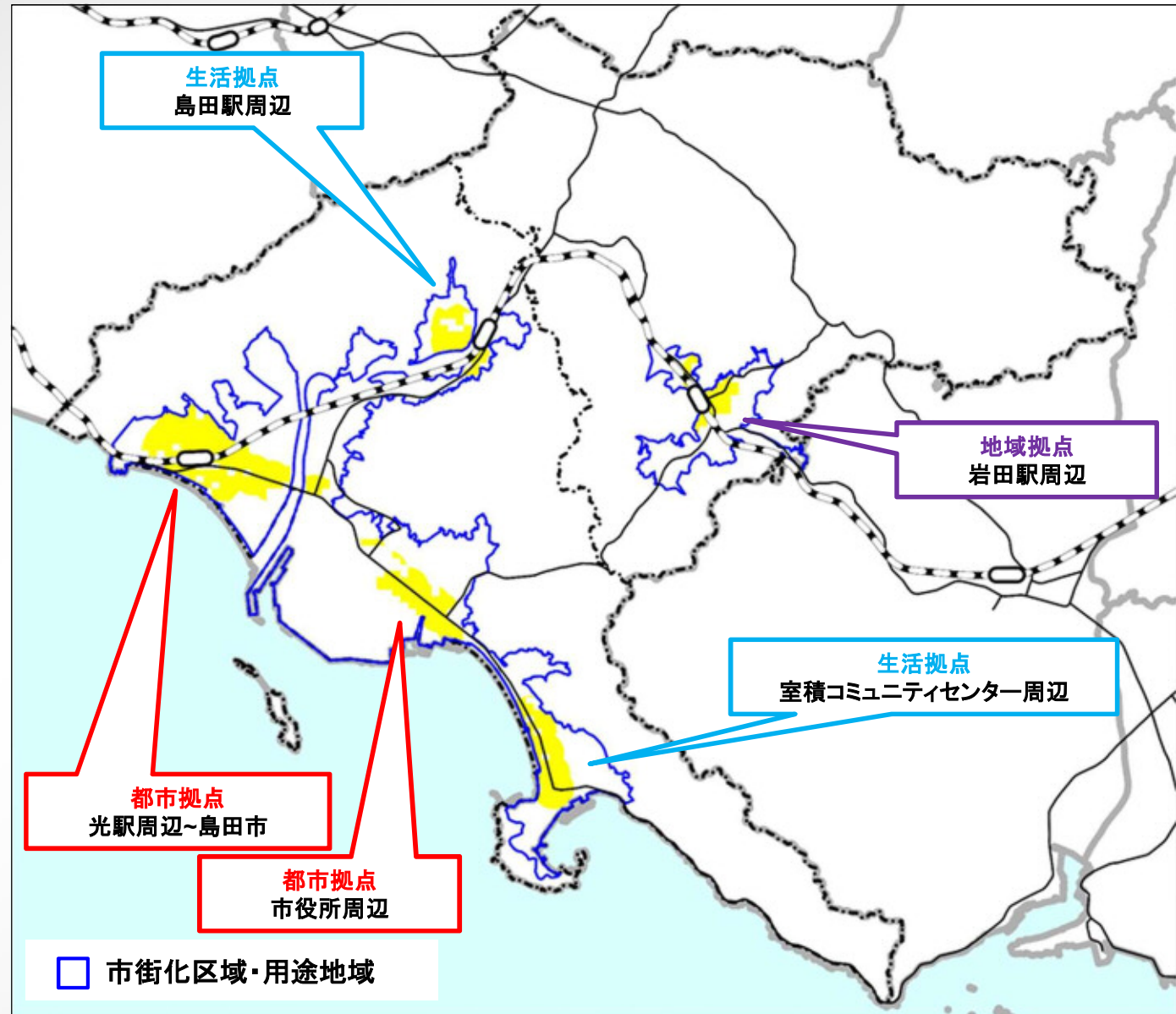
都市の居住者の居住エリアの検討にあたっての基本的な視点(案)	抽出条件(案)	参考図														
<p>①農林漁業との調和</p> <p>農林漁業との健全な調和を図るため、市街化区域及び用途地域を定めている区域を対象に検討</p> <p>(農業振興地域(≒非線引き用途白地地域)は対象外)</p>	<p>・市街化区域及び用途地域(法令の規定により居住誘導区域を定めない区域は除く)</p> <table border="1" data-bbox="929 507 1339 900"> <thead> <tr> <th>都市再生特別措置法、同施行令「居住誘導区域を定めない区域」</th> <th>市内における状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市街化調整区域(都市計画法)</td> <td>あり(約3,329ha)</td> </tr> <tr> <td>災害危険区域(建築基準法) (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>農用地区域(農振法)、 農用地区域内にある農地若しくは採草放牧地の区域等(農地法)</td> <td>・農用地区域は市街化区域等内になし</td> </tr> <tr> <td>特別地域(自然公園法)、 保安林の区域(森林法)</td> <td>・市街化区域等内にあり</td> </tr> <tr> <td>原生自然環境保全地域又は特別地区(自然環境保全法)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区(森林法)</td> <td>・市街化区域等内になし</td> </tr> </tbody> </table>	都市再生特別措置法、同施行令「居住誘導区域を定めない区域」	市内における状況	市街化調整区域(都市計画法)	あり(約3,329ha)	災害危険区域(建築基準法) (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る)	なし	農用地区域(農振法)、 農用地区域内にある農地若しくは採草放牧地の区域等(農地法)	・農用地区域は市街化区域等内になし	特別地域(自然公園法)、 保安林の区域(森林法)	・市街化区域等内にあり	原生自然環境保全地域又は特別地区(自然環境保全法)	なし	保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区(森林法)	・市街化区域等内になし	
都市再生特別措置法、同施行令「居住誘導区域を定めない区域」	市内における状況															
市街化調整区域(都市計画法)	あり(約3,329ha)															
災害危険区域(建築基準法) (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る)	なし															
農用地区域(農振法)、 農用地区域内にある農地若しくは採草放牧地の区域等(農地法)	・農用地区域は市街化区域等内になし															
特別地域(自然公園法)、 保安林の区域(森林法)	・市街化区域等内にあり															
原生自然環境保全地域又は特別地区(自然環境保全法)	なし															
保安林予定森林の区域、保安施設地区、保安施設地区に予定された地区(森林法)	・市街化区域等内になし															
<p>②人口密度</p> <p>人口減少下において、将来にわたり都市機能を確保し、生活利便性を維持するため、一定の人口密度の確保を基本に検討</p>	<p>人口が集積している範囲(人口密度が30人/ha以上の範囲)</p>															

基本的な視点を踏まえて、居住誘導区域の検討の目安となるエリアを機械的に抽出

都市の居住者の居住エリアの検討にあたっての基本的な視点(案)	抽出条件(案)	参考図
<p>③都市機能・社会基盤ストック</p> <p>人口減少に伴う民間の投資意欲の弱まりが懸念される中、都市の既存ストックの有効活用の観点をもって検討</p>	<p>商業・医療・福祉施設の全てが徒歩充足圏となる範囲 (全ての施設が800m圏内に立地している範囲)</p>	
<p>④公共交通アクセス性</p> <p>都市拠点等の都市機能・サービスを楽しむやう、都市拠点等への公共交通によるアクセス性の観点をもって検討</p>	<p>基幹的な公共交通の利用圏 (1日に30往復以上の運行がある鉄道駅から800m以内又は路線バス停車所から300m以内の範囲)</p>	

基本的な視点を踏まえて、居住誘導区域の検討の目安となるエリアを機械的に抽出

抽出条件(案)
<p>・市街化区域及び用途地域 法令の規定により居住誘導区域を定めない区域は除く</p>
<p>人口が集積している範囲 (人口密度が30人/ha以上の範囲)</p>
<p>商業・医療・福祉施設の全てが徒歩充足圏となる範囲 (全ての施設が800m圏内に立地している範囲)</p>
<p>基幹的な公共交通の利用圏 (1日に30往復以上の運行がある鉄道駅から800m以内又は路線バス停車所から300m以内の範囲)</p>



都市計画運用指針を参考に、居住誘導区域の検討にあたってのハザードエリアの基本的な考えについて検討

都市計画運用指針		有無(市内)	基本的な考え(案)	参考図
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)	あり	(法の規定による建築物の構造規制あり) 居住誘導区域に含めない	<p> ■ 土砂災害特別警戒区域(土石流) ■ 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊) ■ 急傾斜地崩壊危険区域 </p>
	津波災害特別警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律)	なし	—	
	災害危険区域(建築基準法) (法の規定により含まないこととされている区域を除く)	なし	—	
	地すべり防止区域(地すべり等防止法)	なし	—	
	急傾斜地崩壊危険区域 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	あり	対策工事未実施の区域は 居住誘導区域に含めない	
居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域(都市計画法)	工業専用地域あり	(住宅の建築制限あり) 居住誘導区域に含めない	<p> ■ 用途地域(工業専用地域) ■ 特別用途地区(特別工業地区) </p>
	特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	特別用途地区あり 臨港地区あり	(住宅の建築制限あり) 居住誘導区域に含めない	
	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域	なし	—	
	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域	なし	—	

都市計画運用指針を参考に、居住誘導区域の検討にあたってのハザードエリアの基本的な考えについて検討

都市計画運用指針		有無(市内)	基本的な考え(案)	参考図
災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害警戒区域 (土砂災害防止法)	あり	(市街化区域等の約6割がハザードエリア)	
	津波災害警戒区域 (津波防災地域づくりに関する法律)	あり		
	浸水想定区域 (水防法)	あり 島田川洪水浸水想定区域		
	都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 (特定都市河川浸水被害対策法)	なし	—	
	調査結果等により判明した 災害の発生のおそれのある区域	あり	(市街化区域等の約6割がハザードエリア)	

居住を誘導する施策の事例

誘導施策の事例

全国の自治体における居住誘導施策の先行事例を整理

I 高齢者をまちなかへ誘導する施策

自動車の運転が困難となった高齢者が徒歩圏域で日常生活を行えるように、高齢者のまちなか居住を促進

II 若者や子育て世代を呼び込む施策

良好な居住・子育て環境を整備し、市の将来を担う若者や子育て・新婚世代の流入および定住を促進

III 公共交通の質を向上する施策

都市拠点から離れた区域においても利便性を享受できるよう、都市機能誘導区域等との公共交通ネットワークを強化

IV 既存ストックの活用促進に関する施策

人口の減少とともに発生する空き家・空き地や公共施設・公共用地といった既存ストックを活用し、新たな居住地を造らず人口密度を維持

V 安全・安心な居住環境に関する施策

防災・減災の取り組みや歩行空間の環境整備等により、安全・安心な居住エリアへの住み替え及び定住を促進

居住誘導区域外の区域における取組事例

全国の自治体における居住誘導区域の外側の区域における対応の先行事例を整理

I 地域コミュニティを維持する施策

地域の活性化に向けて、住民同士の交流の場を維持し、拠点づくり活動を推進

II 公共交通の利便性向上に関する施策

新たなコミュニティ交通等を検討し、公共交通空白地を解消することにより、都市機能を利用しやすくし生活利便性を向上

居住を誘導する施策の事例

I 高齢者をまちなかへ誘導する施策

概要	内容
歩いて健康に暮らせる住環境の整備	○高齢になっても地域で健康に暮らせる社会を実現するため、 歩行空間の整備 とともに、公園・緑地などの オープンスペースを確保
住宅セーフティネット制度	○民間賃貸住宅の空室や空き家を活用する等により、高齢者や低額所得者など 要配慮者の入居を拒まない住宅を供給
地域包括ケアシステムの構築・連携	○医療や介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、 医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを包括的かつ継続的に提供 する「地域包括ケアシステム」を構築 ○医療・福祉施設との連携や福祉ボランティア活動の活性化を促進し、 身近な地域コミュニティ単位での助け合い活動を形成
日本版CCRCモデルの検討	○官民一体で、アクティブシニアが移住し、元気に活躍するCCRC（大都市で定年を迎えた高齢者が、 元気なうちに地方に移住して活動的に暮らし、必要となった時には介護や医療を受けて住み続けることが出来る生活拠点 ）を推進
公共交通環境の改善	○高齢者が自家用車に依存しなくても、安心して公共交通を利用できるよう、 車両のバリアフリー化・運行形態の改善・わかりやすい情報発信 等、公共交通環境を改善
住み替えの促進	○ 居住誘導区域内への住み替え時 に、改修費用や家賃に対する補助、住宅ローンの金利の優遇等の 支援 を実施

II 若者や子育て世代を呼び込む施策

概要	内容
若年・子育て世帯の転入促進	○若年・子育て世帯が 市外から転居 し、市内の賃貸住宅に居住する場合に 支援 を実施 ○まちなかの市営住宅において、 若年・子育て世代のニーズに対応するリノベーション 等を実施
三世代定住等への支援	○ 市外在住の子ども世帯が、市内の親世帯と同居または近居 するために住宅を取得する場合に 支援 を実施
居住地としての選択肢の拡大	○若い世代向けの低価格な住居から、核家族向け、三世代向け等、 住居の選択肢を充実
子育て・教育環境の整備	○子育て世代が安心して出産・育児をすることができるよう、 子育て支援や教育環境を整備
市内就職者に対する支援	○ 市内へ就職する新規卒業者 に対する 住宅の支援
安心して働ける場の創出	○ 企業誘致等の推進 により、安心して働ける場を創出するとともに、 従業員の居住の受け皿となる住宅供給 を促進
まちづくり活動等への支援	○地域おこし協力隊等の まちづくり活動 （地区レベルのワークショップ活動や計画立案等） への支援 を実施
転入を促進する情報発信	○知名度向上のためのPR等を実施するとともに、市外から訪れるきっかけとなるイベント情報、住みたくなるような歴史・文化・伝統・まちの暮らしや産業について 情報発信する場 （移住セミナー、相談会）を作り、 市外からの移住を推進

Ⅲ 公共交通の質を向上する施策

概要	内容
交通結節施設の充実	○駅の 自由通路 の整備、 エレベーター の設置や トイレの改修 等により、利便性の向上とバリアフリー化を推進 ○バス待合施設の ベンチや上屋の設置 等、利用環境を充実
路線の見直し	○ 市役所や病院、大型商業施設、その他主要な都市施設を経由 する等といった路線の見直しにより、拠点連携を強化
駅前広場等の整備	○ 駅前広場 の整備や 駅へのアクセス道路 の整備により、利用しやすさを向上するとともににぎわいを創出
乗り継ぎの利便性向上	○交通手段間の 乗降場の近接化 や 乗り継ぎ時刻を改善 ○バス路線間やバス路線・デマンドタクシー間の 乗り継ぎを考慮した運賃制度 を検討
駐輪スペースの確保	○バス停付近での駐輪スペースの確保により、 サイクル&バスライドを推進
イベントとの連携	○都市拠点内の にぎわいイベントとバス利用が連携 した施策パッケージ（割引運賃等）の導入を検討
利用機会の創出	○ ノー運賃デー や ノーマイカーデー 等により、公共交通の利用機会を創出

Ⅳ 既存ストックの活用促進に関する施策

概要	内容
空き家バンク制度	○居住誘導区域内に立地する 物件の情報を発信 し、空き家の利活用や円滑な流通を促進
業界団体との連携	○不動産事業者との連携を図り、土地建物の 取引情報の把握や宅地開発の促進 により、空き家・空き地を解消
市民によるリノベーションの促進	○空き家の 利活用を促進 ○市民による空き家の活用促進に向けて、「 リノベーションスクール 」等を開催
地域商業活性化支援	○ 商業施設や空き店舗等の再整備・リニューアル の促進により、魅力ある商業環境を整備
公共用地の活用	○公共施設の除却後の土地及び周辺の低未利用地の、 民間活力による活用 を促進 ○ 教育施設や子育て施設に近接 した低未利用地の、 住宅地としての活用 を促進
市営住宅の再配置	○居住誘導区域外から 居住誘導区域内への再配置 を検討
住民、企業、行政等による協働まちづくりの推進	○行政だけでなく、 住民やまちづくり協議会、NPOなどの協働 を推進 ○ PPP/PFI 等により、民間企業が有している専門的知識や経験、資本等、民間活力を活かしたまちづくりを検討
ゾーンに応じた再生・除却の推進	○空き家の 再生 を支援するゾーンと 除却 を支援するゾーンを設定するなど、居住誘導区域内外の ゾーン分類に応じた対応 を実施
空き地の活用	○空き地に ポケットパークを整備 し、住民や来訪者の憩いの場とすると同時に、まちなかでのイベント会場としての活用を推進

V 安全・安心な居住環境に関する施策

概要	内容
空き家の解体補助	○倒壊や火災、防犯上危険がある空き家の解体を促進
安全な場所への移転促進	○土砂災害や水害の危険性がある土地に建っている住宅について、 安全な場所への移転を促進 ○災害 ハザードマップの更新と住民への周知 を実施
住宅の耐震化の推進	○木造住宅の 耐震診断等に対する補助 を実施
都市基盤の整備	○安全・安心に暮らせる市街地環境の創出に向けて、 道路・橋梁・河川・上下水道等の必要な基盤の整備・改修や耐震化 を推進
歩行者、自転車環境の改善	○ 道路空間の再配分 や 歩行空間のバリアフリー化 等により、誰もが安心して外出できる歩行環境を整備 ○ 放置駐輪への対策 や、 自転車走行空間の確保 等により、自転車利用環境を改善
狭隘道路への対応	○狭い道路が多い地域で、建物の更新に合わせたセットバックによる 道路空間の確保 により、防災性・利便性を向上

I 地域コミュニティを維持する施策

概要	内容
まちづくり活動への補助	○地域の活性化につながる まちづくり活動 等を支援
地域の交流拠点づくり	○地域住民が集まり、官民協働で 交流できる居場所となる拠点づくり を推進
防災・減災体制の強化	○ 自主防災組織 等の活動推進を軸に、防災・減災体制を強化

II 公共交通の利便性向上に関する施策

概要	内容
デマンドタクシー・相乗りタクシー	○公共交通空白地に対し、狭い道も走行できる デマンドタクシー や 相乗りタクシー といったコミュニティ輸送を運行し、交通利便性を確保
役割分担によるコミュニティ交通	○地域住民、交通事業者、市の 役割分担によるコミュニティ交通の運行 を検討